

議 案

議案第 1 号

笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

議案第 1 号

笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項により、笠森鳥獣保護区特別保護地区（面積：34ヘクタール 存続期間：令和8年11月1日から令和18年10月31日まで）を指定する。

1 内 容

別紙「笠森鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）」のとおり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項
（特別保護地区の指定）

3 期 間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4 理 由

当地域は、長生郡長柄町と長生郡長南町との町境に位置し、数多くの谷津田が入り込んでおり、区域内は県立笠森鶴舞自然公園に指定され、特に笠森寺周辺の森林は「笠森寺自然林」として国指定の天然記念物となっている。

このような豊かな自然環境を反映して、多様な野生鳥獣が生息していることから、特別保護地区として指定している。

指定期間が令和8年10月31日で終了となるため、新たに令和8年11月1日から10年間の特別保護地区指定を計画したものである。

笠森鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称 笠森鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

長生郡長南町笠森地先の北緯三五度二三分四九秒、東経一四〇度一二分〇〇秒の点を起点とし、同所から国道四〇九号を南西へ進み長生郡長柄町大庭八六五番一と同町大庭八六六番一〇との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭八六〇番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同町大庭八五四番と同町大庭八五八番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭八四四番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同町大庭八四〇番と同町大庭八四六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四五五番地先の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を北西へ進み同町大庭四九二番一と同町大庭七九一番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町大庭四九三番と同町大庭五九一番一との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四九三番と同町大庭四九八番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み同町大庭四三二番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同町大庭四二二番と同町大庭四三四番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭三八五番と同町大庭四二一番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町大庭四一八番と同町大庭四二一番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み同町大庭四〇九番と同町大庭四一〇番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み長生郡長南町笠森四六番と同町笠森五八番二との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町笠森五三番一と同町笠森五八番二との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森五三番一と同町笠森五八番一との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町笠森五五番一と同町笠森五六番との境界線との接点に至り、同所から山裾を北西へ進み同町笠森六七番と同町笠森七七番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森七六番と同町笠森一七五番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町笠森一八一番と同町笠森一八二番との境界線との接点に至り、同所から山裾を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的（管理方針を含む。）

当地域は、長生郡長柄町と長生郡長南町との町境に位置し、数多くの谷津田が入り込んでおり、区域内は県立笠森鶴舞自然公園に指定され、特に笠森寺周辺の森林は「笠森寺自然林」として国指定の天然記念物となっている。

このような豊かな自然環境を反映して、多様な野生鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

2 特別保護地区の保護に関する指針

区域内及び周辺において、**違法捕獲防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護管理員等による**定期的な巡視を実施する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3 4 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 3 4 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

私有地等 3 4 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園による地域 3 4 ha（県立笠森鶴舞自然公園）

特別保護地区 0 ha

特 別 地 域 3 4 ha

普 通 地 域 0 ha

文化財保護法による地域 6 . 4 ha（笠森寺自然林）

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

千葉県中央部に位置し、長生郡長柄町南西部及び長生郡長南町北西部からなり、国指定天然記念物である「笠森寺自然林」が含まれている。

イ 地形、地質等

標高100m前後で、東西幅約1km、南北約1kmのほぼ円形で、数多くの谷津田が入り込んでいる。

ウ 植物相の概要

高木層はスダジイを主体とし、アカガシ、アラカシからなり、スギの巨木もある。低木層にはネズミモチ、ヒサカキ、イズセンリョウなどが繁茂し、林床にはシダ植物が豊富で、コバノカナワラビ、ホソバカナワラビ、ヘラシダなどの群落が多く見られる。また、千葉県では生息地が極めて限られているイチイガシが生育していることも、この森の自然性を物語っている。

エ 動物相の概要

鳥類はヒヨドリ、シジュウカラ、カシラダカ、サシバ等43種が確認され、獣類はノウサギ、ニホンリス等6種が確認された。

また、外来種に関しては鳥類ではコジュケイ、ガビチョウの2種、獣類ではアライグマ、ハクビシン、キョンの3種が確認された。

(2) 生息する鳥獣類 (笠森鳥獣保護区にて、令和6年度調査で確認された種)
 ア 鳥類 27科43種 (外来種を除いた数)

目名	科名	種名	備考
カモ	カモ	カルガモ	
キジ	キジ	キジ コジュケイ	△
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	
ハト	ハト	キジバト アオバト	
カツオドリ	ウ	カワウ	
ペリカン	サギ	アオサギ ダイサギ	
タカ	タカ	トビ サシバ	Ⅱ、A
フクロウ	フクロウ	フクロウ	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
キツツキ	キツツキ	コゲラ	
スズメ	モズ	モズ	
	カラス	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	シジュウカラ	ヤマガラ シジュウカラ	
	ヒバリ	ヒバリ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	ツバメ	ツバメ	
	ウグイス	ウグイス ヤブサメ	
	エナガ	エナガ	
	ムシクイ	センダイムシクイ オオムシクイ	I B
	ヨシキリ	オオヨシキリ	
	メジロ	メジロ	
	ツグミ	ツグミ	
	ヒタキ	キビタキ ルリビタキ ジョウビタキ	A
	スズメ	スズメ	
	セキレイ	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ タヒバリ	

目名	科名	種名	備考
スズメ	アトリ	シメ カワラヒワ	
	ホオジロ	ホオジロ カシラダカ アオジ	I B
	ソウシチョウ	ガビチョウ	▲

※目・科・種名は「日本鳥類目録改訂第8版（2024年）」による

※備考

環境省レッドリスト（2025）

I B：絶滅危惧 IB 類 II：絶滅危惧 II 類

千葉県レッドリスト（2019）

A：最重要保護生物

外来生物

▲：特定外来生物 △：特定外来生物以外の外来種

イ 獣類 5科6種（外来種を除いた数）

目名	科名	種名	備考
モグラ	モグラ	アズマモグラ	
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
ネズミ	リス	ニホンリス	
ネコ	アライグマ	アライグマ	▲
	イタチ	イタチ アナグマ	
	ジャコウネコ	ハクビシン	△
ウシ	イノシシ	イノシシ	
	シカ	キョン	▲

※目・科・種名は「日本の哺乳類（東海大学出版会）」による

※備考

外来生物

▲：特定外来生物 △：特定外来生物以外の外来種

※過去の調査ではコウモリ類（平成26年）、タヌキ（平成16年）が確認されている。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特別保護地区内に農耕地はないが、周囲ではイノシシ、アライグマ、キョンによる水稻、イモ類、豆類の被害が生じている。

以下は当該地域を含む有害鳥獣捕獲許可件数

- ・令和5年度 有害鳥獣捕獲許可件数 12件
- ・令和6年度 有害鳥獣捕獲許可件数 9件
- ・令和7年度 有害鳥獣捕獲許可件数 6件

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	0本
(2) 特別保護地区用制札	27本
(3) 案内板	0基
(4) 給水器	0基
(5) 給餌器	0基
(6) 巣箱	0基
(7) その他	0個
計	27本